

令和6年3月19日
監査委員決定

令和6年度 杉並区監査方針

1 区政の状況と監査

令和6年度は、1年前倒しで改定された総合計画・実行計画の初年度であり、基本構想に掲げる「みどり豊かな住まいのみやこ」の実現に向け、新たな一歩を踏み出す重要な年となる。

一方、我が国においては、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の進捗に伴い、民間需要主導の経済成長が期待されるものの、物価上昇や海外景気の下振れリスク、金融政策の動向など、今後も不透明な社会経済情勢が見込まれ、区財政を取り巻く状況は、依然として楽観できるものではない。

こうした状況にあっても、区は、区民福祉の増進を目指し、防災・減災対策をはじめ、物価高騰対策、デジタル化の進展や少子高齢社会の進展への対応、気候変動対策など山積する課題に取り組んでいかなければならない。区は、区政運営の基本姿勢として「対話の区政」を掲げ、区民と共につくる区政の実現を目指しているが、その大前提は区政に対する区民の信頼であり、公正で効率的な区政運営が求められている。

こうした状況を踏まえ、令和6年度の監査に当たっては、区政に対する区民の信頼に応えるという監査の基本的な使命を果たすため、「杉並区監査委員監査基準」（以下「監査基準」という。）に基づき、次に示す基本方針を定め、監査等の種類ごとに、リスクの内容や程度、過去の監査結果等を考慮しながら、具体的な対象、範囲、時期、実施体制及び重点事項等を定めた監査実施計画を策定し、各方面との良好なコミュニケーションを図りながら、効率的かつ効果的に実施する。

なお、リスクの内容や程度の検討に当たっては、内部統制の整備・運用状況について情報を収集し、判断する。

2 基本方針

- (1) 区民に信頼される区政を実現するため、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、区民の視点に立って検証し、必要に応じて事務や事業の改善を求める。令和4年度及び令和5年度に、区政に対する区民の信頼を損ねる事件が判明したことを受け、今後このような事件が繰り返されることのないよう、区が定めた再発防止対策が確実に実施されているかなども留意して、監査を実施する。

- (2) 監査等の実施に当たっては、リスクを識別し、そのリスクの内容や程度を検討した上で、具体的な対象、範囲、実施体制及び重点事項を定めた監査実施計画を策定し、効率的かつ効果的な監査を実施するものとする。
- (3) 監査等（内部統制評価報告書審査を除く。）の機会を通じ、各部局における内部統制の整備・運用状況を確認し、不備が認められた場合には早急に是正を求めるとともに、その情報を内部統制評価報告書の審査に生かすなど、各種の監査等が相互に連携して行われるよう監査を推進していく。
- (4) 過去の監査結果等を通じ、指摘等に対する改善状況を適切に把握し、必要があれば更なる改善を求めるとともに、改善を含めた業務の引継ぎが確実に行われているかなどを確認し、監査の実効性を高める。
- (5) 繰り返される軽微な誤りが重大な過誤につながりうるということを、監査の講評等を通じて注意喚起し、重大な誤りや不祥事の未然防止や再発防止を図り、区民の信頼に応える。また、監査等で他の模範となる優れた取組に接した場合には、監査の講評や監査結果において評価する。

3 各監査の実施方針

監査基準に基づき、各監査等は次の方針により実施する。

なお、指定管理者制度や業務委託について、その最終責任は、区が負うものであることを踏まえ、協定書や契約書の内容が現場で遵守できているか、各主管課はそれを確認しているか、法令遵守については、厳格に監督しているか等に重点を置き実施するものとする。

(1) 財務監査

ア 定期監査

令和5年度及び令和6年度の監査実施当日までに執行された事務事業に対する基本的な監査として、収入・支出、契約及び財産管理等の財務事務について、各所管におけるリスク分析とその対応が適切に行われているか、法令に適合し、正確で、経済的、効率的、効果的に行われているかに留意して実施する。

実施に当たっては、重点事項を設定する。

対象は、庁内全部局及び監査の実施状況等を勘案して抽出した庁外施設とする。

イ 工事監査

令和6年度執行の工事について、工事規模等を勘案して抽出し、技術的及び事務的観点から計画、設計、積算、契約、施工等の工程が適法かつ適正に行われているかに主眼を置き実施する。

監査を効果的に実施するために、専門技術的な事項については、監査委員が選定した外部の機関に委託し、専門の技術士による技術調査を行い、

その結果を踏まえた監査を実施する。

ウ 随時監査

財務に関する事務の執行に誤謬や不正が発生するおそれがある場合又は新たな検証を要する場合等に、当該事務の執行について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点に留意して実施する。

(2) 行政監査

区の事務事業の中から監査テーマを選定し、その事務事業が法令に適合し、正確で、経済的、効率的、効果的に行われているかに主眼を置き実施する。

なお、テーマの選定に当たっては、過去の監査結果、事務事業の執行状況、社会情勢等を十分に考慮する。

(3) 財政援助団体等監査

令和5年度における補助金等交付団体等、出資団体及び指定管理者（以下「財政援助団体等」という。）の中から、補助金等の金額、事業の内容、施設の規模や目的等を勘案して対象を抽出し、以下の観点に主眼を置き実施する。

また、監査を効果的に実施するために、監査実施団体のうち、一部の団体については、監査委員が選定した公認会計士による調査を行い、その結果を踏まえた監査を実施する。

併せて、所管部局に対しては、財政援助団体等への指導監督が適切に行われているか等の観点から監査する。

ア 補助金等交付団体監査

区が補助金等を交付している団体等について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているか等の観点から監査する。

なお、令和元年度に判明した補助金不正受給事件を踏まえ、補助金等の区への返還や特定財源である国・都補助金の返還などが生じていないかを調査する。

イ 出資団体監査

区が出資等を行っている出資団体について、出資の目的や定款等に沿って適切に運営されているか、会計経理及び財産管理は適正に行われているか等の観点から監査する。

ウ 指定管理者監査

公の施設の指定管理者について、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、施設の設置目的や協定書等に沿って適切に運営されているか、収支に係る会計処理は適正に行われているか等の観点から監査する。

(4) 決算審査

区長から付託を受け、令和5年度の各会計歳入歳出決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか、予算執行や財産管理が適正に行われているか等の観点から審査する。

また、財政状況を正確に把握し、財政運営が健全なものになっているかを判断するために、財政指標にも着目して審査する。

(5) 例月出納検査

各会計の現金及び歳入歳出外現金の出納を対象として、収入支出に係る記録、証拠書類等から毎月の計数が正確なものになっているか、現金や証拠書類の保管が適切にされているかに主眼を置き実施する。併せて、財政収支の動向や資金の運用状況等を把握する。

(6) 基金運用審査

区長から付託を受け、令和5年度の基金の運用状況について、基金運用状況報告の計数が正確なものになっているか、基金の運用及び管理が確実かつ効率的に行われているか等の観点から審査する。

(7) 健全化判断比率審査

区長から付託を受け、令和5年度健全化判断比率及び算定の基礎となる附属資料が法令に適合し、かつ正確であるかに主眼を置き実施する。

(8) 内部統制評価報告書審査

区長から付託を受け、区長が作成した令和5年度内部統制評価報告書について、区長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかについて、内部統制推進事務局(総務部コンプライアンス推進担当)と、随時、意見交換を行った上で、審査する。

4 監査の期間

監査期間は4月から翌年4月までとし、各監査の期間は次のとおりとする。

監査種別 及び 対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
定期 監査	政策経営部												
	総務部・会計管理室												
	区民生活部												
	保健福祉部												
	子ども家庭部												
	都市整備部												
	環境部												
	教育委員会事務局 及び区立学校												
	行政委員会等事務局												
工 事 監 査													
行 政 監 査													
財政援助団体等監査													
例 月 出 納 検 査													
決算・基金・健全化審査													
内部統制評価報告書審査													

※ 随時監査は必要と認めたとときに実施する。

※ 例月出納検査は、原則として毎月20日（事務局検査）及び28日（監査委員検査）に実施する。